

平成30年度第2回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：2019年2月27日（水）午前9時30分開会
場 所：W E S T 1 9 5 階 講 堂

1. 開 会

○事務局（吉津食の安全推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健所食の安全推進課長の吉津でございます。よろしくお願いいたします。

では、ここからは、座って説明させていただきます。失礼いたします。

本日の終了時刻は、11時ごろを予定してございますので、ご協力をお願いいたします。

さて、この会議は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づき、市長の附属機関として設置されたものであり、本日は今年度第2回目の会議でございます。

続きまして、委員の皆様のお出席状況を報告させていただきます。

この会議は、規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことになっております。

ただいまご出席の委員の皆様は12名でございます。委員総数16名の過半数に達しており、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日、あいにく欠席されております委員をご報告いたします。

事前にご連絡をいただいております方が、公益社団法人北海道栄養士会の小山委員、株式会社セコマの佐々木委員、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の武藤委員でございます。

また、本日、欠席とのご連絡をいただいたのが市民公募委員の小嶋委員でございます。資料には出席となっておりますが、急遽、欠席ということですので、ご了承ください。

また、事務局は関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それから、この会議の公開及び非公開につきましては、会議においてあらかじめ決定することとなっております。この会議につきましては、従前どおり公開とさせていただきますので、ご了承ください。

また、この会議の会議録も先ほどの附属機関の要綱に従いまして、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご承知おき願います。

それでは、開会に当たりまして、札幌市保健所食の安全担当部長の細海からご挨拶を申し上げます。

◎挨拶

○細海食の安全担当部長 皆様、おはようございます。

保健所食の安全担当部長の細海でございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから札幌市の食品保健行政にご理解とご協力を賜りまして、この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

この会議は、いつもですと2階の大会議室ですが、場所がとれなくて本日は5階の講堂で行っております。会場が広く、寒くて申しわけないですが、上着を羽織るなどしていただければと思います。よろしく願いいたします。

また、会場が広くて声が響くのですが、議事録を起こす関係で、マイクを使わないと拾えませんので、ご了承をお願いします。

食品の関係で少しお話をさせていただければと思いますが、先月の1月26日、27日の2日間、地下歩行空間でイベントをさせていただきました。

今回は、比較的若い世代の方を重点的にということで、高校生の方に参加をいただいたり、ターゲットを少し若い人向けとさせていただきましたが、いろいろなイベントには、若い方々にいっぱい来ていただきました。また、いつもやっております幼稚園、保育園のお子さんのお母様を対象にしたイベント等もございまして、盛況に終わることができました。この場をかりてお礼を申し上げます。

保健所では、1年を通じて、いろいろな食のイベントを行っております。委員に参加のご案内をするものもございまして、そういったイベントにつきまして、各機関、個人で周りの方々に周知していただけると幸いです。

今後とも、いろいろな事業の普及啓発にお力添えを賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、本日の議題のその他のところでも触れると思うのですが、札幌市では、昨年12月の中から年末にかけて、生カキが提供されたお店でのいわゆる食中毒疑いの届け出がすごくたくさんございまして、半月ぐらいの間に28件ぐらいと普通ではあり得ない異常な数でありました。全部道内の同じ産地ということで、北海道にも調査をしていただきましたが、カキが絡むと、普通の加工品と違って、漁業者の部分もいろいろ出てくるものですから、衛生サイドだけでは調査し切れないということもあり、水産部局と衛生部局の両方で調査をしないとなかなかうまくいかないということもありました。

我々は消費地で、北海道は産地となりますが、なかなかうまく連携が図れず、すぐに対応していただけなかったということもありました。

最終的には、北海道にいろいろ調査や指導をしていただいたので、1月に入ってからはおさまりましたが、最終的な原因はこれだというものが出なかったので、推測される範囲で北海道にいろいろ指導していただいて、今は何とかおさまっております。

実は、きのう、食中毒が1件あって発表したのですか、そこもメニューにカキが入っている事例ということで、なぜか今朝の朝刊には掲載されておらず、皆さんに情報が余り伝わっていないものもあると思います。きのうは1件ございましたが、道内のものではなくて、道外の産地ということで、昨年末のものとは全く別ということになります。

ノロウイルスの食中毒ということになりますが、ノロウイルスの食中毒は、以前はずっ

と人由来ということで、いわゆるカキが疑われるような事例はほとんどなく、全国的に衛生管理がよくなっている、昔は随分多かったのですけれども、今は、衛生管理がすごくよくなって、減っているという認識だったのですが、そういったことばかりではなく、昔ながらのそういったものも考えていかなければいけないと思います。ただ、周知もなかなか難しく、生カキはだめですよというわけにもいきませんので、市民の方への啓発という面では、非常に苦勞する部分でございます。皆様のいろいろなお力添えを賜ればと思います。

食品衛生行政は、いろいろな分野が関係することもございますし、多岐にわたる食品でございますので、栄養もありますし、衛生もありますし、いろいろな分野で皆様のお力添えを賜らなければいけませんので、今後ともよろしく願います。

本日は、活発な意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（吉津食の安全推進課長） 続きまして、本日の資料を確認したいと思います。

ご確認いただきまして、不足等がございましたら、事務局にお知らせください。

お配りした資料を順番に申し上げますが、上から、配付資料の一覧がありまして、続いて、次第、座席表、委員名簿とございます。次に、関係法規としまして、札幌市安全・安心な食のまち推進条例と、札幌市安全・安心な食のまち推進条例の施行規則をまとめてホッチキスどめしております。次に、会議資料といたしまして、資料1の食の安全・安心に関する事業者向け意識調査結果、これはスライドの資料になります。続きまして、A3判の資料が二つございまして、資料2-1が安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画にかかる現状整理図、資料2-2が（仮）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画に係る施策展開図、資料2-3が次期計画策定スケジュール案、そして、資料3が平成31年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）、こちらはスライド資料です。

また、事前に皆様に送付し、本日持参をお願いしております資料として、札幌市食の安全・安心に関する事業者向け意識調査業務の報告の冊子と、平成31年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）の冊子です。こちらの二つの冊子が必要な方は、お渡しいたしますので、お知らせいただけますか。

また、参考資料といたしまして、食のまち・さっぽろフェスト in チ・カ・ホ2019の実施概要と、小さな冊子でキッチンメールのナンバー44、以上になってございます。

全てそろっていますか。

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

発言の際は、手を挙げていただきまして、お近くのマイクをお使いいただければと思います。また、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと存じます。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○池田会長 皆様、おはようございます。

会長を務めさせていただいております池田でございます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議題でございますが、1番目が札幌市食の安全・安心に関する事業者向け意識調査結果について、2番目が（仮）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の方向性について、3番目が平成31年度札幌市食品衛生監視指導計画案について、4番目がその他となっております。

なお、先ほど細海部長から説明がありましたが、4番目のその他のところで、年末に多発いたしましたノロウイルスの食中毒についてと、それに係る委員からのご質問がありましたので、それについて事務局からご説明をしたいということでございます。

それでは、議題（1）の札幌市食の安全・安心に関する事業者向け意識調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、事前に各委員から募集しておりました質問等についても事務局から回答していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（川西調整担当係長） 皆様、おはようございます。

食の安全推進課調整担当係長の川西でございます。

私から、まず、議題の一つ目としまして、札幌市食の安全・安心に関する事業者向け意識調査結果の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

また、あらかじめお渡しさせていただいております冊子の資料以外に、今、準備をさせていただいておりますスライドの資料を準備しております。

冊子は、ボリュームがかなりございますので、その中で重立った項目についてピックアップしたものをスライド資料で説明させていただきたいと思っております。

かなり前になりますが、第1回の推進会議のときに、次期計画策定のため、こちらにあるように事業者向けの意識調査を実施する旨をご報告させていただいております。

スケジュールとしましては、主に8月中ではございますが、それぞれピックアップした事業者への調査票の配布、その後、計画の取りまとめを経てご報告という状況になっております。

今回、このような形で調査を実施しております。基本的には、委託業者から郵送で調査票を配布しまして、回収ということをしております。

また、調査対象につきましては、市内飲食店営業等と書いておりますが、許可を持っている全ての事業者の皆さんからランダム抽出した方と、あとは、食まち事業の関係事業者にも調査票を送付しております。

実は、実態としても廃止済みの飲食店がどうしても台帳に残っておりますので、そういったものを含めて、届かなかったものがおよそ400通、それを除いた5,012通の調査票を配布しております。

回収率は、2割ぐらい行けばいいなと思っていたのですが、かなり厳しい数字が出てきてしまっておりまして。前回、平成27年度からの計画期間であります推進計画を策定する際にも似た調査を行っておりまして、そのときは15%程度だったかと思っておりますので、通常、こういった形で意識調査をするときよりも、回収率が低くなる傾向にあるということがわかったという状況でございます。

調査項目につきましては、①から④ということで、①としましては、基本情報を入手するというので、主な業態ですとか、どんな許可をとっているか、あとは、従業員の数、そもそも飲食店などで個人営業をされている場合が多いですので、そういった雇用の形態を含めた基本情報に係る項目です。

②としましては、当職で担当しております安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業を中心として、この会議の根拠にもなります条例ですとか、推進計画、あとは、それに基づいて行っている各種事業の認知度等、そのほか、昨年度の平成29年度に市民意識調査を実施した旨をご報告済みでございますが、こちらと市民の食の安全に関する意識にどういった相違点があるのかを見るために意識調査を行っております。

③としましては、皆さんもご承知済みのことかと思っておりますが、昨年6月、約15年ぶりに食品衛生法が大きく改正されました。それに伴って、国等で改正された旨を広報していることもございまして、我々は、当然、広く周知されていると認識してはいたのですが、そもそも事業者の皆さんはそれをどう考えていらっしゃるのか、また、それに伴う準備の状況をはかるためにこういった項目を挙げております。

最後に、項目立てとしては健康増進法の改正と挙げておりますが、庁内で飲食店等の事業者に対する意識調査自体をすることがなかなかないということもございまして、あわせて健康増進法の改正の認知度の状況も項目の中に入れて調査を実施いたしました。

まず、基本情報のところをかいつまんでご説明させていただきます。

多くの項目を聞いておりますが、大体四つに分けて、こういった結果になっております。

主な業態は、市内で許可を取得している業種としては、飲食店営業が当然一番多いということで、飲食店営業を取得している事業者の方に多く回答をいただいております。

さらに、飲食店営業は、例えば、ホテルの営業も飲食店の範疇ですし、お弁当のテイクアウトも飲食店の範疇になるのですけれども、いわゆるレストランや食堂といった外食業としての飲食店営業の取得という回答を最も多くいただいております。回収率は11%にはなっておりますが、おおむね業種ごとの割合に応じた結果になっていると考えております。

また、重立ったものとして、特に健康増進法の関係で注目を受けております客席の面積は、法改正の部分でもかかわるかもしれないということで、今回、客席の面積を聞いております。当然、製造業等では、客席がないような業態もございましたので、客席を有する業種の中でお聞きしたところ、6割程度が50平米以下という結果が出ております、

③として、従業員数は、基本的に雇用主が雇用している従業員の数を聞いております。

製造業や給食施設など、いわゆる大規模な施設では、100名以上とご回答いただく割合が高くなっておりました。しかしながら、今回の回答の中で割合の高かった飲食店では、家族経営ということで恐らく雇用なしと回答いただいているのだと思うのですが、一人でやられているか、もしくは、家族で経営していて、いわゆる外から人を雇っていないと回答いただいている事業者が、2割程度という結果になっております。

④として、今後、法改正を進めていく中で、それぞれの事業者の中で専門部署等がどういった形で配置されているのかを把握することが普及啓発の一助になると考えまして、こちらの項目を聞いております。実際には、約半数の施設で専門部署がないということです。例えば、個人事業主であれば、その方の努力の範囲で衛生に係る取り組みをされているといった実態が浮き彫りになったところがございます。

続いて、二つ目の項目として、安全・安心な食のまち・さっぽろを目指す取り組みに係る事項の結果についてご説明をさせていただきます。

まずは、今回、この会議とか、来年度に策定をして、2020年度から運用しようと思っております計画、また、条例に基づいて本市独自で取り組んでおります自主回収報告制度に係る認知度は、これまで、市民も含めて、事業者に余り聞いたことがなかったということもございまして、今回、事業者向けに聞いてみることにしました。札幌市としては、こういった条例や計画の普及推進が急務と考えておりまして、まず、条例の理念に基づく施策展開の主役の一つである事業者の皆さんに認知度を確認しました。そうしたところ、もう少し知られていないと思っていたのですが、少なくとも、条例がある、計画があるとといったところまでを認識いただいている事業者が6割から7割ぐらいいらっしゃるという回答をいただいております。

ただ、自主回収報告制度については、5割程度ということで、こちらは、例えば、飲食店などはそもそも制度の対象ではないということもございまして、そういったところから制度の普及がまだ十分ではないかという状況が伺えます。

続いて、自主的な取り組みの推進の項目の中で、まずは、おもてなしの店の事業についてお聞きしております。こちらは、登録対象でない事業者の方にも当然知っているか聞いている状況ではございますか、数字としては、少なくともボードを見たことがあるという程度で認識をいただいている事業者は4割弱、全く知らないという事業者が6割ということで、こちらは、ほかの事業に比べて開始した年度が後ということもございまして、広く一般に対して、特に事業者に対して認知がもう少し必要な状況という結果が浮き彫りになっております。

また、登録の意欲という部分については、7割の事業者から登録してみたいと思わないという厳しい回答をいただいております。登録をしたくない理由としては、メリットがないという部分と、手続きがわかりづらいという二つがやらない理由として上位に上がってきている結果になっております。

今後、この事業を展開するに当たっては、そもそもの周知の部分からということではご

ございますが、登録した後に事業者に対してどういったメリットを提示していけるかというところが課題ということが浮き彫りになった結果になっております。

続いて、推進協定事業でございます。こちらは、現行の推進計画の指標の一つにもなっているものでございますが、平成21年度から開始した事業でございます。

聞いていったところ、こちらもおよそ半分の事業者は、そもそも知らないという結果になっております。制度への取り組み意欲についても、やはり半数は、特に締結する予定はない、また、その理由として、メリットがない、制度がよくわからない、この二つがやはり上位に上がってきているというところで、こちらについても、そもそもの事業周知とその事業の中身の部分をかみ砕いて説明をする、情報発信をするという重要性が浮き彫りとなっているような結果となっております。

また、各事業のPR方法について、例えば、どういうPRをすれば、こういった事業、条例、計画について事業者として知ることができたと思えますかという質問をしております。そうしますと、札幌市が発行するパンフレットが最も数字として高く出てきております。そのほか、既に取り組んでいますが、札幌市の広報物等だけではなくて、一般に流通するような情報紙も活用してPRをすれば知ることができたのではないかといった意見をいただいております。

ちなみに、こちらは平成29年度の市民意識調査結果でございます。こちらは、条例の部分は聞いていないのですが、さっぽろHACCPと推進協定の事業等を含めて、市民がどういった情報媒体で札幌市からの情報を求めているかというところがございますが、広報さっぽろへの掲載が数字として圧倒的に高くなっておりました。次に、札幌市等がつくるパンフレット等の配布という結果となっております。

続いて、おもてなしや協定を含めて、こういった事業をそれぞれの事業者が取り組むことで、事業者の商品に対してどんな印象を与えますかという聞き方をしております。その結果、7割に届くような数字で安全性について信頼ができるという回答をいただいております。多くの事業者は、保健所が実施している取り組みに協力すれば、自社の商品の安全性について市民から信頼してもらえると認識していただいているという結果が浮き彫りになっております。

こちらは、また平成29年度の市民意識調査の結果でございますが、協定やさっぽろHACCPに取り組んでいる商品をどう思うかというところについては、やはり市民から見ても、安全性について信頼ができるという結果をいただいております。市民から見ても、事業者から見ても、我々が取り組んでいる事業そのものは、安全性に対する信頼性公助に役立つと認識いただいていると。ただ、それ以外のメリットがまだ一つ届いていないということが推察される結果となっております。

続いて、市民意識調査の結果とあわせてご確認をいただくものとなりますが、事業者から市民に対して、それぞれの市民はどんなことに関心があると認識しているかという部分でございます。こちらの結果では、事業者から見て、市民はこんなところに興味があるの

ではないかと思う項目としては、品質・衛生管理という回答が最も高くなっておりました。そのほか、産地表示やアレルギー表示、あとは、期限表示といった項目に市民が興味を持っているのではないかと認識して、日々、事業者としての取り組みを進めているという状況がうかがえます。

一方、こちらは市民意識調査と同じことを聞いた結果になります。市民が関心のある項目として上位に上がってきたものは、期限表示と品質・衛生管理と産地表示です。こちらの三つは、市民から見ても、事業者が想定する市民の興味としても、こういった項目に興味があるという認識は一致しているという結果がうかがえました。

一方、先ほどと数値の差に隔たりがあったのがアレルギー表示の部分です。こちらは、一般市民の方から見ると、必ずしも疾患をお持ちの方が回答しているわけではございませんので、特定の疾患なりをお持ちの方にとって重要というようなところで、市民と事業者の間で差が見られるような結果になりました。

また、そういう状況ではございますが、事業者としては、やはりアレルギーに対する取り組みに注意を払っている様子がうかがえる結果となっております。

また、事業者が想定する市民の食の安全・安心確保のための取り組み事項ということで、質問がちょっとわかりづらいのですが、事業者は、市民が食の安全・安心確保のために何をしていますかという質問です。こちらは、事業者から見て、市民は、1番目の表示に関する必要な知識を身につけ、商品を選択、購入する、または、食の安全・安心に力を入れているお店やメーカーの商品を選択しているだろうと考えているというところで

実際に市民意識調査の結果を見ても、同様に、食の安全・安心に力を入れているお店やメーカーの商品の選択と、表示の知識の習得と商品選択の割合が高くなっておりまして、このあたりについても、市民と事業者の意識に特に大きなギャップは見られておりませんでした。答える割合の部分は違うのですが、全体の傾向としては、こういった項目が注目されていて、事業者もそういった項目に力を入れているといった結果が見られました。

最後に、事業者から見て、市民に対する札幌市の取り組みは何が不足していますかという部分でございます。札幌市から市民に対しての情報の提供は、単に提供するだけでなく、わかりやすくかみ砕いて情報発信できているかどうかという部分は、他の項目と比べて断トツに回答割合が高い項目になっております。

また、札幌市から事業者に対しての部分についても同様に、単なる情報の提供ではちなく、わかりやすいという部分が大変重要かと思うのですが、ここの部分の取り組みが不足しています。これは、札幌市から対市民、対事業者双方に対して、そういう状況であると事業者側は認識しております。

こちらは、また市民意識調査の結果ですが、こちらの結果も同様に、対市民の札幌市の取り組みで不足している部分という回答については、わかりやすい情報の提供がほかのも

のよりも高くなっております。

また、対市民という部分で特筆すべきは、わからないという回答の割合も高くなっております。そもそも札幌市が何をしているかわからないといった部分も意識調査の結果として出てきておりますので、これまでも情報発信は実施してきておりますが、よりターゲットに届く積極的なわかりやすい方法を考えることが今後重要になってくるという結果が浮き彫りになっております。

戻ってしまいますが、札幌市の情報発信という部分は、法令等に関する事項以外に、札幌市に自分たちの取り組みをもっと発信してほしいという結果が出てきておりまして、このような事業者の取り組みの発信の部分が、次期の計画を策定する際には、強化するポイントの一つになるのではないかとという結果が出てきております。

長くなってしまいましたが、続いて、法改正に係る部分も多く項目を質問しておりますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

調査時点で法改正からおよそ3カ月たったぐらいのタイミングでございましたが、法改正の認知度について確認したところ、何となく知っているというところを含めると、65%程度が知っている、3割と少しの方からそもそも法改正があったことを知らないという回答をいただいております。

法改正の中でも、大きな項目として、HACCPの制度化、いわゆる義務化に向けた準備の状況をお聞きしております。この中では、そもそも何を準備すればいいかわからないという回答がほかのものよりもかなり高い割合でご回答いただいております。

そのほか、各項目を見ていきますと、札幌市でも段階を経て準備を進めている事業者もちゃんといるのだなというような結果も出ておりますが、そもそもわからないというところが一番大きな回答結果となっております。

また、その制度化を迎えるに当たって、それぞれの事業者が準備する際にどんな問題点があるかというところがございます。この中では、やはり人材が不足しているという回答が最も多くなっております。そのほか、やはり老朽化しているような施設では、HACCP制度化のソフト面での対応が中心ではございますが、そうはいつでも施設の更新等が必要になる場合もございますし、そういった部分の取り扱いが難しいと考えている事業者も多くいます。

また、何を準備すればよいかかわからないというものと同じではございますが、何を準備したらよいかかわからないので、何が問題かわからないという回答をおよそ3割の事業者からいただいております。そもそも論の部分から、札幌市からの情報発信が必要だと思われる結果が出ております。

また、制度化の具体的な部分ということで、衛生管理計画、いわゆるHACCPプランの作成の部分についても質問しております。こちらは、今、名前が変わりましたが、A基準、B基準とそれぞれございまして、B基準では、既に団体等がつくっている活用ツールを使って、それを衛生管理計画として運用していただくというふうになっておりますが、

そもそも衛生管理計画があることを知らないとか、そういった活用できるものがあることも知らないという回答が多くなっております。これは8月時点での回答でございまして、国もかなりいろいろな情報発信をしているということもございましたので、そこから数値は改善しているかと思いますが、改正後すぐの段階では、こういった意識を持っているという結果が出てきております。

あわせて、さっぽろHACCPのことについても質問をしました。こちらも、昔はしょくまると呼んでいた名前を途中で変えたわけですが、半数の事業者から何も知らないという回答をいただいております。ただ、HACCP制度化を見据えて、半数の事業者から、今後、取り組みを検討したいという前向きな回答をいただいております。

一方で、取り組む予定はないという事業者も4割程度いらっしゃいまして、そこでは、メリットを感じないということで、メリットの部分で弱いという回答をいただいております。また、メリットの創出が引き続きの課題であることが浮き彫りになっております。

最後に、参考情報ではございますが、健康増進法の改正についても質問しております。法改正の認知度は、実は、食品衛生法の改正よりも数字が若干高くなっておりまして、事業者にとって飲食店が多かったということもございまして、より身近な話題になっているのかなという状況がうかがえます。

また、喫煙状況については、今回、回答いただいている5割を超える事業者は、既に禁煙の事業者ということもございまして、多くの事業者から、今後、取り組み自体は変える予定がないという回答をいただいております。

以上、かいつまんでのご説明にはなりますが、意識調査の結果をご報告させていただきました。

また、今回、委員から、リスクコミュニケーションに係る事業があれば、ぜひ参加してみたいというようなコメントをいただいております。

ご承知おきのことかと思いますが、札幌市では、この推進計画に基づきまして、相互理解の促進という施策の下にぶら下がっているものですが、さっぽろ食の安全・安心市民交流事業というものを実施しております。ちょうど、きょうの午後に第2回を行う予定となっておりますが、こちらは、農場や食品工場にご協力いただきまして、生産・製造現場の見学とあわせて、それぞれの方々と、日々疑問に思っていること、事業者として市民に発信したいことの意見交換を実施しております。こちらは平成21年度より行っておりまして、今回を含めると述べ27回開催という実績を残しております。こちらは、この後ご説明させていただきます次期の計画の中でも引き続き行う必要がある事業と考えております。これについてご紹介して、説明にかえさせていただきたいと思っております。

一つ目の議題については、以上になります。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、委員から何か質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

私からですが、回収率が11.2%というところが一番の想定外だったという気がします。この回答は、記名回答ですか。それとも、無記名での回答だったのですか。

○事務局（川西調整担当係長） 今回、記名、無記名は悩んだところだったのですが、記名式での回答ということで、回答のハードルが若干上がったのかなと考察しているところ
です。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 また何かありましたら、最後にお出しいただきたいと思います。

それでは、2番目の議題に移ります。

議題（2）の（仮）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の方向性について、事務局からお願いいたします。

○事務局（川西調整担当係長） 引き続き、川西からご説明をさせていただきたいと思
います。

こちらの議題につきましては、お配りさせていただいておりますA3判の資料2-1と
2-2、そして、A4判の資料2-3に基づいてご説明させていただきたいと思
います。

まず、資料2-1をごらんください。

こちらはスライドを準備しておりませんので、紙を見ながら説明を聞いていただければ
と思います。

まず、今、事業者向けの意識調査の結果をご報告したところでございますが、そちらと
あわせて、平成29年度には市民の意識調査も行っております。31年度には、計画の末
期ということもございまして、再度、意識調査を実施する予定ですが、中間期の数字とい
うことでお話をお聞きいただければと思います。

こちらの資料は、それぞれ下側に、市民の意識調査の結果の中でピックアップしたもの
と、右側に事業者の意識調査の結果でピックアップしたものについてご提示させていた
いております。

次に推進計画を策定するところではございますが、まず、現状の把握ということで整理
させていただきます。

この推進計画では、計画指標というところで、例えば、さっぽろHACCPや協定の認
知度とそれぞれの締結数の項目を指標として掲げておりますが、それ以外に、安全・安心
の主演として、食の安全・安心に関する知識を共有する、そしてまた、そういった知識を
持っている市民が多くなってほしい、それを目指す形を想定した計画となっております。

それをはかる項目として、食品の安全性に関する知識です。あなたはそういった知識が
あると思いますかという質問に対して、何とかそういった判断ができますというものを含
めて知識があると回答いただけるかどうかというものを指標の一つとして掲げております。

市民意識調査の下の一つ目の部分ですが、計画の中では、知識があるという回答は8割

を目標に掲げておりますが、平成29年度調査では、十分知識があるというものと、判断できるだけの知識があるを合わせて、およそ4割弱ということで、目標の半数以下という厳しい結果が出てきております。

まず、この計画の安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指す際には、市民のそういった知識や認識のボトムアップが必要な状況になっております。

また、それぞれの事業の認知度は、事業者の自主的取り組みの推進ということで、事業者がみずから主体になって食の安全・安心に取り組んでもらうという指標ですが、市民にそういった事業者の取り組みを理解してもらって、相互理解を深めると。それによって、それぞれが、それぞれの役割、立場で、安全・安心な食のまちを目指そうというものでございますが、その事業の認知度は、やはりそれぞれ目標値の半数、もしくは、7割程度ということで、まだもう少しというような状況になっております。

また、先ほどの安全性の知識があるかどうかという質問のところでございますが、さらに分析をしていくと、何かしら食の安全の確保ということで、例えば、表示の知識を深めていただくとか、メーカーの商品を買うという取り組みをやっているという回答が多かったのですが、そもそも何もしていませんという回答も割合として多くなっておりまして、そちらの方々のボトムアップ、ピックアップが課題の一つと考えております。

中でも、今回のイベントでもテーマの一つにしましたが、一番右下のところにあるように、それぞれの年代で何もしていないと回答した割合を見ていくと、いわゆる20代以下は、半分とは言いませんが、4割以上から何も行動をしていないという回答をいただいております。こういった世代を中心に、何かしらの知識を担って行動を起こしていただく施策に力を入れていく必要があるという結果が出てきております。

また、先ほど、わかりやすい情報の提供が事業者からも市民からも求められているとご説明させていただきましたが、そちらも下の部分にそれぞれ記載させていただいております。

札幌市の取り組みとして、それぞれで最も不足していると回答いただいているものは、わかりやすい情報の提供の部分でございます。こちらは、現状も各種リスクコミュニケーションに係る事業を中心にさまざまな情報発信をしているところでございますが、こちらを引き続き強化していくことが課題の一つとして挙げられております。

このような課題が現行計画の中にあるとありまして、上の二つ目の社会背景というところですが、その課題を解決することとあわせて、背景としましては、法律の施行や大改正といったものがあり、そこに対応していく必要があるというところではあります。

あとは、札幌は、地震が余りないまちとうたって、企業誘致等でもそういったものをアピールしていた事業展開などを札幌市でもしているところではございますけれども、皆さんご存じのように、昨年9月に札幌市でも大きな地震が発生しておりまして、つい先日も大きな余震に見舞われております。こういった地震災害を含めて、札幌市の食に関しても自然災害への対応の部分について注力していく必要があるという状況になっております。

また、札幌市は、例えば、オリンピックの招致とか北海道新幹線の札幌延伸ということで工事が進んでいるところでございますが、観光という分野に力を入れていろいろな事業を展開しております。

ただ、観光という面では、札幌市には、当然、食に期待し、楽しみにして外から観光客がやってくるところでございますが、札幌市内では、幸いに、特に観光客なりが利用する大きなイベントで大きな食中毒は起きていません。ただ、本州では、大きなイベントで広域散発になるような食中毒なりが発生しております、札幌市でもこういったことが起きないための対策に力を入れていく必要があると考えております。

そこで、3番目の次期計画の重点課題のところですが、現行、各種事業を展開しているところですが、中でも、こちらの右側にあるような情報提供の拡充、若い世代に向けた学ぶ機会の拡充という部分以外にも、それぞれ災害の対策の部分や、現状行っている事業、自主的取り組みを推進するような事業のさらなる活用、あとは、観光客に向けた施設やイベントの部分の対策強化を重点課題として行っていくような施策展開が必要ではないかと考えております。

続いて、資料2-2でございます。

こういった背景によりまして、まだ仮称ではございますが、（仮称）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の中で、こういった施策展開が必要かということで、一旦、事務局で考えたものでございます。

左側が現行の施策で、現行は柱が二つありまして、その柱の二つが一体となって施策の1から6までをそれぞれ分類し、保健福祉局を初めとして、庁内一体となって事業を展開しているところでございます。

その1から6にそれぞれの章立てで各種事業がぶら下がっているところではございますが、次期の計画の中では、特に力を入れる、追加をする、新規でやる項目について、右側の部分に記載している事項が新しく追加なりをしたい事項と考えております。

基本施策の1から6の基本構成については、現状の計画が1次計画ということもございまして、こちらの分類の形自体を踏襲することが、市民にとっても、事業者にとっても、また、札幌市役所の内部の職員にとってもわかりやすいということもございましたので、そこはそのまま踏襲すべきかと考えております。

しかしながら、柱の部分は、それぞれの事業が最終的に安全・安心な食のまち・さっぽろの都市像のそれぞれのどこをゴールとしていくような事業展開なのかというところは、前回の計画の柱よりももう少しわかりやすくできないかと考えまして、柱の名称も若干変更しながら、目指す都市像の1から6のそれぞれに寄与する事業展開と整理できるようにしていきたいと考えているところでございます。

具体的な部分として、例えば、1番目のいわゆるフードチェーンの安全確保の部分では、今回、法改正によって、いろいろな制度が新しくなったり、義務化されるといったところがふえてきますので、そういった部分を反映して施策を展開するというふうにしようかと

えております。

また、表示の部分は、これまで章立てをしていなかった項目だったのですが、表示法に基づく基準が加工食品についても2020年4月から本格的に施行されることとなりますので、ここも力を入れたいということで、新たに章立てをしております。

2番目の事業者の自主的取り組みの部分につきましては、制度化に係る普及啓発、人材育成を新たに追加しております。

3番目の危機管理の強化・充実も、法改正に準ずるところを新規として追加しておりますが、四つ目に災害発生時の食の安全確保対策という項目立てをして、施策を展開すべきではないかと考えております。

4番目は、既存事業の拡充ということで、特にモニター制度などでは、平日に開催することが多いということもありまして、どちらかというと年齢層が高くなっておりますので、若い世代を取り込むような工夫が必要かと考えております。

また、市民の自発的取り組みの促進ということで、近年、社会問題にもなっておりますフードロス関係の事業でございます。これまで、当方の計画では、連携するという形はとっていなかったのですが、ここの部分もあわせて、安全・安心の施策展開が必要ではないかということで、追加という形をとりたいと思っております。

5番目は、既存事業のレベルアップというイメージで展開したいと思っております。

6番目は、地産地消の部分は相互理解の促進の中に入っていた事業ということで整理してはしましたが、札幌の食ということを考えた場合は、どちらかというと観光への寄与という側面のほうが強いのではないかと考えまして、6番の下にぶら下がる事業として再整理してはどうかと考えております。

そのほか、観光客向けの施設やイベントの監視指導は、これまでも当然行っているところではございますが、あえて章立てをして、市としてこういったところに力を入れているというところを対外的に示していきたいと考えているところでございます。

このような施策展開をできればと考えておりまして、資料2-3で今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思っております。

今回は、第2次の推進計画の策定とあわせて、来年度は、食品衛生法の改正に伴う関係法令の改正も本市で行っていくこととなります。そちらの状況も含めたイメージ図ということで策定しております。

皆様におかれましては、上の第2次計画策定の推進会議となっているところでスケジュールの状況をイメージいただければと思います。

今は平成30年度第2回の会議ということで、今回は日程調整で皆さんにかなりお手間をとらせてしまいましたが、次年度は、こういった形で5回の会議を開催したいと考えております。

早速ではございますが、4月末に次年度の第1回会議を開催しまして、そこで、札幌市から、計画案の策定に係るこちらの会議体への諮問をさせていただいて、こういった内容

で策定いただきたいというものをご提示する予定としております。

また、そちらに対する答申ということで、6月中に第2回の会議をさせていただきたいと思っております。通常、計画を策定する際には、スケジュール的に諮問と答申がもう少し後ろになるのが一般的ですが、実は、この推進会議の皆様の任期がことしの7月までとになっておりまして、8月の頭で新しい委員に切りかわるタイミングになってしまいます。そういう都合もございまして、作業的な部分はなるべく前に倒して議論をしていただきたいと考えております。

また、8月以降、新しい委員になりましたら、これまで諮問、答申をしてきた内容について再度確認の上、私どもの庁内の調整に入って、最終的には、パブリックコメントのタイミングとあわせて、パブリックコメント案等について、皆様にご報告させていただくというスケジュールを想定しているところでございます。

次期計画の方向性については、以上になります。

○池田会長 ご説明をありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問があればご発言をお願いいたします。

○行方委員 資料2-2の3番目の危機管理の強化・充実の右側の一番下の(4)に、新規事業として災害発生時における食の安全確保対策と記載されています。これについては大変いいことだと思うのですが、今回の9月6日の震災のときに、いろいろな問題が起きました。私は、札幌に何十年も住んでいて、余り地震がないところだと思い込んでいたのですが、東日本大震災の経験を踏まえて、札幌市もいろいろな対策を講じているということを報道等で知ってはいました。しかし、実際には、安全確保の問題以前に食べるものがないと。例えば、私の家の近くの北九条小学校は避難所になっているのですが、札幌駅にも近いということで、外国人の観光客も随分行ったということをニュースで知りました。しかし、電気もつかない、食べるものもない、お水もないと。お水ぐらいはあったのかもしれないのですが、24時間、食べるものがほとんどないという状況でした。

私はニュースで知ったくらいですが、体育館みたいなところにかがんで、スマホの明かりで、メールでもしているのかわからないのですが、そんなシーンが映されていたので、食品の安全対策以前に、せめて乾パンとかお水ぐらいは用意しているのかなと思ったのです。それで、避難所に行ってもないのだったら、自宅にいたほうが、私なんかは、冷凍庫にたくさん詰まっていますので、カセットコンロもありましたし、何の不自由もしなかったのですが、そういうことをもっと充実させていただきたいと思います。

そのときも、札幌エルプラザが北8条西3丁目にあるのですが、そこも避難所として急遽開設したらしいのですが、全然周知されていなくて、結果的に一人も来なかったということだったのです。

ですから、今後、食べ物の安全性以前に、札幌市は危機管理対策室もあることですから、食と関係ないかもしれませんが、もっと充実させていただきたいと思います。今回、

余震もありましたし、今後も余震があるという発表が気象庁からありました。インバウンドの方がすごくふえていますので、札幌市全体でそういうことに対策してほしいと思いました。よろしくをお願いします。

○事務局（川西調整担当係長） 実際には、全市的な災害の備蓄の部分については、どちらかというと、地域防災計画なりの見直し等の中で進めていく施策になるのではないかと考えるところですが、本計画においても、そちらと違う計画ではありますけれども、その中でも食に特化した取り組みをこれまでうたってやってこなかったということもございましたので、今回、こういう項目立てをできればと思います。

その背景には、平成28年の熊本地震のときには、たしか市内の弁当業者が避難所に提供したものが汚染されていて食中毒が発生しました。そういった避難生活なり自宅でふだんと違う取り扱いをしている際に、食中毒のリスクは高まってしまいますので、改めて、こういった基本的なルールの周知や、備蓄という部分については、自分たちで備蓄をしていただくことも必要ですが、どういった形で食品を保存すればいいか、いつまでそれをどういうふう食べるかというところで、私たちも一緒に情報発信のほうで事業なりができるのではないかなということも考えて、今回、項目立てをしています。関係計画とも連携しながら、この対策を進めていければなと思っていますところがございます。

○池田会長 防災は非常に大事ですので、貴重なご発言をありがとうございました。

ほかにございませんか。

私から一つ、毎回、項目がふえて、やることもだんだんふえて、すごい大変だろうなという気がしています。2020年から2024年は、国の政策もあるので、目玉みたいなものがあつたほうがわかりやすいという気がいたしました。特に、安全の確保はHACCPの推進が目玉ですね。安心は表示かなという気がしているのです。おいしさの魅力は個々が頑張るところで、札幌市としては、格付というか、食の安全・安心をもたらす店とか、そういうものを拡充すると。この3本柱が数値ではわかりやすいですし、わかりやすいし、国の施策とも合っているという気がしますので、その辺の柱を出すともう少し整理できるのかなという気がしました。

これだけあると、どれが大事なかわからなくなります。本当にいろいろなことをやらなければいけないのですが、そういうことも頭に入れて見ていただければと感じました。次回の具体化に向けて、お願いできればと思いました。

○事務局（川西調整担当係長） 特に、指標の設定の際には、今、池田会長からいただいたところについて考慮できるような設定の仕方をしていきたいと思っています。

○池田会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、次に進みたいと思います。

議題（3）の平成31年度札幌市食品衛生監視指導計画案について、事務局からお願いいたします。

○事務局（佐藤食品保健係長） それでは、ここから、平成31年度札幌市食品衛生監視指導計画案についてご説明させていただきます。

私は、食の安全推進課食品保健係長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

説明に入る前に、まず、資料については、資料3になります。

また、お手元の資料については、同じ名称の冊子がございます。

スライドにつきましては、資料3に沿ったような形で進めていきたいと思っております。

また、現在、パブリックコメント中ですが、いただいているご意見につきましても交えながら、お話しさせていただければなと思っております。

それでは、大きな構成ですが、ごらんの7項目がございますので、順に説明させていただきます。

Iは、札幌市食品衛生関連施策と監視指導計画でございます。

大きな柱を三つ載せておりますが、まず、戦略ビジョンにつきましては、本市のまちづくりに係る総合的な計画でございます。

中ほどの推進計画につきましては、5年計画ということで、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画ということになります。

そして、今ご説明します監視指導計画につきましては、食品衛生法を根拠にするもので、年度ごとに定めているものでございます。

内容に入っていきたいと思っておりますが、食の安全・安心に関する課題というところになります。

食中毒事件の全国的な傾向というところですが、近年は、全国的に、カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の事件が多く発生しております。また、全国的には、アニサキスによる食中毒事例が増加しております。

ここに関連してご意見をいただいております。

アニサキスは、札幌市においても、平成29年、30年とも件数が結構多く、約4割近くを占めている状況がある中で、啓発方法についてもっと具体的にお示ししてはどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、内容的には、事業者、市民に対する講習会や各区役所で行っていますパネル展、また、冒頭にお話がありましたチ・カ・ホでのイベントなど、さまざまな機会を捉えまして、予防法について啓発していくことを考えております。

また、冊子類についても、数に限度はありますが、増刷等により対応していったら、さらなる普及を図っていくことも考えているところになります。

広報さっぽろについてどうでしょうかというご意見をいただいておりますが、広報さっぽろは、紙面の制約があつてなかなか難しい部分はあるのですが、特集ですとか、新たな啓発広報についても検討していければと思っております。

スライドの下段ですが、食品衛生法の改正ということで、平成30年6月に食品衛生法が改正されました。主な改正として二つ載せておりますが、HACCPに沿った衛生管理の制度化、食品の自主回収情報の報告制度の創設などということで、大きく7項目が改

正されてございます。

次に、今回の監視指導計画の実施体制ですが、冒頭に若干申し上げましたように、1年間の年度ごとになっておりまして、平成31年4月1日から翌年の3月31日までということです。

実施体制につきましては、監視指導の体制は保健所食の安全推進課、保健所各衛生担当課ということで、各区ということでございます。

試験検査につきましては、保健所の市場検査施設と札幌市衛生研究所で行っております。

次に、監視指導計画の実施体制ですが、広く見ていくと、札幌市を真ん中に置きまして、厚生労働省、消費者庁、農水省など、関連の機関と調整しながら進めていくということでございます。

また、関連してご質問があった中で、昨年末にノロウイルスの食中毒警報を発令しましたが、新聞記事では異例の事態という文言で表現されている問題であったと思いますというご意見をいただく中で、そういったものに対して監視指導計画の中でどのように表現していくのが判然としませんというご意見をいただいていたところでございます。

この部分につきましては、先ほど若干お話ししました食品衛生法の改正がございましたけれども、この中で、新たに広域連携協議会を設置することが盛り込まれております。これについては、広域な連携協議会ということで、北海道であれば北海道厚生局を一つの単位とした協議会ということで予定されています。4月1日からですが、こうした協議会を活用することによりまして、早期の原因究明や被害拡大防止を図ることが可能になると考えております。こういうことで、この計画の中に初めて盛り込んでおります。スライドにはないのですが、冊子には盛り込んでおりまして、5ページのⅡ-3の関係機関との連携の中に広域連携協議会についての文言を加えたところでございます。

次に、平成31年度計画の概要ということで、4項目の重点実施事項を挙げております。

次に、重点実施事項に移りたいと思います。

冊子は7ページになりますが、HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応というところがございます。これについては、食品衛生法の改正によりまして、大きな柱となるところでございますが、原則、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されることとなりますので、制度化の周知、導入のための支援を行っていききたいというところです。

次に、食中毒対策の強化については、先ほども申し上げましたように、カンピロバクターによる食中毒対策でございます。これについては、過去に食中毒が発生した施設などに対して、食肉の十分な加熱を指導していききたいというところでございます。

次に、②として、ノロウイルスによる食中毒対策でございます。これについても、大量調理施設や高齢者等の利用施設などに対しまして、食品の衛生的な取り扱いや、従事者の健康管理の徹底を指導していくことを考えております。

また、冒頭にも申し上げましたが、アニサキスによる食中毒対策につきましては、ここ

に項目立てをしまして、事業者や市民に対して予防法などについて啓発を行っていくことを考えております。

次に移りますが、食品表示法に基づく適正表示の推進というところでございます。

食品表示法につきましては、平成27年4月に施行となっておりますが、加工食品は、今、経過措置期間ということですが、平成32年3月31日までに新しい表示へ移行することになっておりますので、ここら辺につきましても、事業者に対して立入検査や講習会などを通じて周知徹底していくことを考えております。

スライドの下半分ですが、国際的なスポーツ大会の開催に向けた監視指導ということで、大きなところを二つ載せております。2019年9月にはラグビーワールドカップがございます。来年の2020年には、東京オリンピック・パラリンピックがあるということで、札幌が会場になっておりますので、大会関連の宿泊施設や大量調理施設などに対して重点的な監視指導の実施を予定してございます。

続きまして、監視指導の実施についてでございます。

これにつきましては、立入検査というところなんです。立入検査は、過去の違反状況や取り扱う食品の種類などを考慮して、あらかじめ回数を決めたりしながら効率的に進めたいと考えているところです。

次に、監視指導の実施の中で、収去検査にかかわるものです。

大きな数字だけ載せております。この中で、放射能検査については、来年度は110検体を予定しているところですが、これも質問などをいただいたので、若干ご説明したいと思っております。

放射能検査の検査機器としては、ゲルマニウム半導体検出器というアメリカ製の機器を用いており、これにつきましても、札幌市衛生研究所と保健所の市場検査施設の2カ所で実施している状況でございます。

続きまして、事業者の自主的な衛生管理の推進というところなんです。

衛生管理につきましては、事業者が自主的に実施するべきものという考えのもと、その自主的な衛生管理を支援する施策でございます。2点を挙げてありますが、HACCPに沿った衛生管理の推進や、事業者の自主的取り組みへの支援を行っていきたいと考えております。

次に、市民、事業者への情報提供と意見交換でございます。

先ほどの説明の中でも若干出てきましたが、食の安全・安心市民交流事業や子ども食品Gメン体験事業、また、キッチンメールなどによる情報提供を継続して進めていきたいと考えているところです。

次に、食品衛生に係る人材の育成と資質の向上でございます。

上半分については、事業者の育成と資質の向上です。下半分については、私ども食品衛生監視員の育成と資質の向上ということで項目を掲げて取り組んでいきたいというところなんです。

以上で大まかな説明は終了となりますが、この監視指導計画の今後の流れは、冒頭に若干申し上げましたように、現在、パブリックコメント中でございます。1月30日から行っておりまして、実は、あしたまでというところです。これで意見等が上がってくる部分があると思うのですが、提出された意見を踏まえまして、平成31年3月には監視指導計画を策定、公表し、4月1日からスタートさせていきたいと考えているところです。

以上になります。どうもありがとうございました。

○池田会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等が何かあれば、ご発言いただきますようお願いいたします。

○牧口委員 今ご説明がありました重点実施事項の中で、食中毒対策の強化というところが何点か挙げられています。例えば、カンピロバクターの食中毒対策ということで、過去に食中毒が発生した施設と挙げられています。基本的には、先ほどの市民のアンケートとか事業者のアンケートをとったということから考えていきますと、過去に発生したところだけではなくて、もっと広範囲といいたしめようか、起きたところはもちろんそうでしょうが、そこは恐らく対策をされているでしょうけれども、ほか心配かなという気がいたします。

それから、アニサキスの問題ですが、ここはまだ案ですから、詳しく書かれていないのだと思います。例えば、私は、モニターもやっているの、時々スーパーなどを見に行くのですが、店によっては、アニサキスと書いてあったか覚えていませんが、生の魚にはそういうものがあることがありますので、注意してくださいという表示があるところもあります。または、こういう魚にはアニサキスがあります。対策としては云々と書いているところもあります。消費者が買うときにそこまで見ているのかという気はしますが、その辺の注意表示は、業者任せなのか、行政がどこまで指導しているのかと思います。先ほど、市民への啓発とか再三言われていましたが、そういうところは業者任せなのか、もっと積極的にかかわっていかうということなのか、どうなのかと感じました。

また、肉の場合についても同じように、お店では、例えば豚肉だったら内部まで十分加熱をして云々とありますが、それが全くないところもあります。行政としていろいろ進めようとしているのはわかるのですが、実際の現場を見たときに、若干疑問を感じるころがあります。

○事務局（佐藤食品保健係長） ありがとうございます。

まず、1点目のカンピロバクターの件につきまして、ご指摘いただいたとおり、施設のみではなく、全体に周知していくことは大切だと思いますので、そういった事例から得た教訓や留意点を我々が把握して、それを講習会や啓発物などで広く市民に啓発していく、事業者にもそういう留意点を知っていただくことは必要かと思います。私の説明が不足していたかもしれませんが、事業者のみではなく、そういった教訓や留意点を広く周知していくということで現在も進めているところがございますが、そのように考えております。

2点目のアニサキスの関係で、スーパーの表示やポップのお話だったと思うのですが、

自主的にやられている事業者ももちろんございますし、我々の各所管の助言の中で、そういったところを促すというか、市民に情報を知っていただく、市民にもわかっていただく、事業者も市民もともに知っていただくという両面が必要というところで、我々としても事業者に対してアドバイスしている状況でございます。

○池田会長 もう一点、お肉のことについても同じということですか。

○事務局（佐藤食品保健係長） お肉につきましても、加熱というところかと思うのですが、我々が蓄積した事例について周知を図っているところでございます。

○牧口委員 例えば、こういう冊子などではアニサキスとかいろいろなものがあります。行政としては、そのレベルで具体的にお店までこういうほうがいいですよ、ここまではいいから、もっとこういう表示もされたほうがいいですよというところまでの指導はやられていないのですか。どうしてお店に違いがあるのかと感じます。

○事務局（河波広域食品対策担当課長） 広域食品対策担当課長の河波と申します。

スーパー等を所管しておりますが、先ほどのアニサキスにしましても、肉にしましても、基本的にはお店側の自主管理というところがありますけれども、それに対するアドバイスは当然行っております。

また、年に2回、スーパーの本部会議がありまして、各スーパーの責任者が出た上で、その時々における食中毒の状況や、マスコミで報道されるようないろいろな事件があると思いますが、そういったものを加味した上で、そのときの最新の情報や最新の指導を心がけるようにしております。

例えば、アニサキスに関しましても、スーパー側からこういった表示をつくりたいのだけれども、どうだろうかという形で、行政任せではなく、スーパー側からもご意見が出るような環境をつくって、これに関してはこういった表示をしたほうがいいよというアドバイスを行う体制が必要かと思っています。

肉に関しても、基本的に内部まで火を通さなければならないものがあります。結着肉とか筋切りをしている肉とか、もともとそういう表示をしなければならないものについては十分加熱してということは、当然、事業者としてやらなければならないことですが、それ以外のたれのついているものも含めて、こういったものをきちんと表示すべきかということは、大型スーパーに関しては、事業者の側から質問されることも多々ありまして、我々も、これだったらいいよとか、これでは足りないよとか、そういった指導を積極的に行っているところでございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかに質問はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、最後に、その他として、年末に多発したノロウイルスの食中毒について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、事前に各委員から募集していた質問等につきましても、あわせてご回答いただけ

ればと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉津食の安全推進課長）では、事務局から説明と回答をさせていただきます。

初めに、食中毒事例についての概要から説明いたします。

報道等でもご存じの方が多いかと思いますが、昨年末にノロウイルスによる食中毒が疑われる事例が多発しております。12月14日に初めての疑い事例を採知して以来、食中毒が疑われる事例が28件ございました。調査をしまして、そのうち食中毒と判定したものが6件、患者数は80人ということになりました。

これらの一連の事例では、患者の共通食が生カキであったということ、また、カキの産地がほぼ同一であったことが判明しております。これが年末の話ですが、冒頭に部長の細海から説明がございましたが、昨日もノロウイルスの食中毒が1件発生して公表しております。こちらについては、今年の中では初めて1件起こりまして、患者は6人ということになっております。こちらも患者は生カキを喫食しているということですが、原因食品として間違いないというところまでは至っておりませんで、疑わしいという状況です。

ちなみに、こちらの産地は北海道内ではなくて、道外の産地となっているのが、年末に多発した事例とは違うところでございます。

食中毒事例については以上です。

続きまして、こういった一連の事例に関しまして、委員から3件の質問をいただいておりますので、それぞれについてお答えいたします。

なお、回答する前にお断りさせていただきますが、この会議の会議録は公開となっておりますので、お答えできる内容に限りがあることについてご了承いただきたいと思います。

それでは、順番にお答えいたします。

一つ目は、こういった一連の調査で判明した事項についてということですが、昨年末、札幌市内で連続して6件の食中毒の発生ということで、一連の食中毒がほぼ札幌市に集中していることなどを勘案すると、相応の理由があったのではないかとということで、カキの産地や流通経路などの調査で判明した事項があれば教えてくださいという質問をいただいております。

これについてのお答えですが、実際に、道内の同一産地のカキが原因食品として疑われたという状況がございまして、産地を所管する北海道に対して調査を依頼しております。その結果が返ってきておりますが、その一連の事案に関するカキの販売先、どこに売られているかということなのですが、札幌市が全体の6割ぐらいを占めていて、かなりの部分が札幌に流通しており、そのほかは道外に販売しているのが4割ぐらいということで、これでほとんど全部になりまして、実は、道内では札幌以外のところにはほとんど販売されていないという流通の状況が判明しております。

また、産地の所管保健所もいろいろと調査をしておりますが、同一産地のカキが食中毒の原因となった可能性は否定できないものの、加工施設の衛生管理に特段の不備がないこ

と、また、産地の漁協がカキのノロウイルスの関係の自主検査を行っております。そこからノロウイルスが検出されていないことなどがありまして、カキが食中毒の原因であるとは断定できないという答えがございました。ただし、産地の漁協では、やはり疑わしいことは間違いないので、今回の事例を受けまして、出荷の制限でありますとか、浄化の徹底の対策がとられているということも判明しております。

一つ目については、以上でございます。

二つ目は、札幌市のホームページに、施設に対する指導内容を載せていただけないかという質問です。

札幌市のホームページは、飲食店で食中毒が起こった場合の処分内容は掲載されているのですが、指導内容が載っていないということです。一方で、北海道のホームページには指導内容が掲載されているということです。そういった指導内容が参考になるので、札幌市のホームページにも載せることができないか検討してくださいという質問です。

これに対するお答えですが、札幌市では、食中毒の発生施設に対する行政処分を行った場合に、市民の健康保護を図る目的で、食品衛生上の危害の状況を広く明らかにすることとしております。それで、施設の名称や処分内容をホームページに掲載することにしております。お問い合わせいただいた、事業者を指導する目的で、指導内容が参考になるというご意見はもちろん理解できるのですが、こういった内容は市民に広く知らせる内容ではないことから、ホームページに掲載することは考えてございません。必要がありましたら、個別にご連絡をいただければ、情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

二つ目は、以上です。

三つ目は、ノロウイルスの食中毒警報を発令したのですが、そのときの注意事項についてでございます。

昨年の12月26日にノロウイルス食中毒警報を発令しておりまして、さらに延長をかけて、1月22日まで出しておりました。その中の注意事項で、カキ関連として、生食用でない二枚貝の生食を避け、食品は中心部まで十分に加熱しましょうと記載されているだけだということです。この一文だけであれば、生食用の二枚貝、すなわち生カキは、問題がないと理解をする市民や食品事業者がいるのではないかと思いますということで、事実関係について教えてくださいという質問です。

こちらに対するお答えですが、年末のノロウイルスによる食中毒は1週間に2件以上発生したということが判明しましたので、発令基準に該当したということで、さらなる食中毒の発生を防止するために警報を発令して、予防方法の周知を行ったという経緯がございます。実際に、同一産地のカキが原因食品と疑われる事例ではありました。実際に調査も依頼しましたが、所管保健所が、それが原因である食中毒と断定していないという部分がありまして、その産地のカキの生食について注意喚起するという事は、正直難しいという部分がございました。

また、当該産地以外のカキを含む、生食用のカキ全般について、生食を控えるように注意喚起をすることについては、風評被害の面もございますので、難しかったという状況がございます。こういったことから、生食用以外のカキの生食を避けるように周知することにとどめざるを得なかったという状況がございます。

事務局からの回答は、以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等が何かあれば、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 なければ、予定の時間も過ぎておりますので、これをもちまして、本日の議事は終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に戻します。

3. 閉 会

○事務局（吉津食の安全推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。

活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。

時間が押してしまって申しわけございませんが、最後に事務連絡でございます。

今年度は、これで最後の会議とさせていただきますので、本会議の今後の予定について補足いたします。

当初の予定では、今年度に第3回の会議を開催しまして、そこで次期計画の素案について事務局から説明させていただき、ご意見をいただきまして、素案の修正を行うことを考えておりました。その後、4月に開催予定の次年度第1回会議におきまして、次期推進計画案の策定に係る諮問を行う予定としておりました。しかしながら、年度末、年度初めと皆様がお忙しい中で、短い間隔で何度もお集まりいただくことは難しいと考えまして、第3回会議で予定しておりました素案に対するご意見につきましては、文書による照会にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

なお、4月に開催予定の次年度第1回会議につきましては、予定どおり開催させていただきたいと思っておりますので、年度初めのお忙しい時期ではございますが、皆様、ご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。

以 上